

## 令和 8 年度 久留米市農業集落排水事業特別会計予算

令和 8 年度久留米市の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 282,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

令和 8 年 2 月 25 日提出

福岡県久留米市長 原 口 新 五



# 第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		750
	1 分担金	750
2 使用料及び手数料		76,442
	1 使用料	76,442
3 繰入金		192,000
	1 一般会計繰入金	192,000
4 繰越金		5,000
	1 繰越金	5,000
5 諸収入		8
	1 延滞金・加算金及び過料	1
	2 雑入	7
6 市債		7,800
	1 市債	7,800
歳入合計		282,000

農業集落排水事業特別会計

歳 出 (単位：千円)

款	項	金 額
1 農業集落排水施設費		1 5 9, 9 9 7
	1 農業集落排水施設管理費	1 5 9, 9 9 7
2 公債費		1 2 1, 5 0 3
	1 公債費	1 2 1, 5 0 3
3 予備費		5 0 0
	1 予備費	5 0 0
歳 出 合 計		2 8 2, 0 0 0

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
地方公営企業法適用支援業務委託料	令和 8 年度 から 令和 9 年度 まで	千円 18,200



### 第 3 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
地 方 公 営 企 業 法 適 用 事 業	千円  7,800	普 通 貸 借 又 は 証 券 発 行	6.0以内 %  (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する事項による。  ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
計	7,800			

